

## その② 考え方

	介護保険サービス	障害者福祉サービス
給付の目的	<p>(介護保険法第一条)</p> <p>尊厳を保持し、その有する能力に応じた“日常生活”を営む事ができるように必要な給付を行う</p>	<p>(障害者総合支援法一条)</p> <p>基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい“日常生活又は、社会生活”を営むことができるよう必要な給付を行う。</p>
区分の概要	<p>(介護保険法7条1)</p> <p><u>日常生活における基本的な動作の全部、または、一部について、その介護の必要の程度に応じて定める区分</u></p>	<p>(障害者総合支援法4条4)</p> <p><u>障害者等の障害に多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要をされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして定める区分</u></p>
支援の方向性	<p>残存能力 維持（自立支援）</p>	<p>ノーマライゼーション エンパワメント（自立支援）</p>

MEMO